

1 新型コロナウイルス感染症対策

国への提案事項

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた支援

- 5類感染症への移行後も、新たな変異株の発生などにより、感染状況が拡大した際には、病床確保などに必要となる費用について、地方に負担を求めることなく十分かつ確実な財政措置を講じること。

【提案先省庁：厚生労働省】

現状／広島県の取組

- 本県では、4月21日に医療提供体制の「移行計画」を策定し、必要となる病床を確保するとともに、相談窓口（「受診案内・相談ダイヤル」及び「療養者相談ダイヤル」）設置等の事業について、引き続き実施している。
- 5月8日付けで厚生労働省から発出された通知（実施要綱）では、緊急包括支援交付金の実施について9月末までの対応とされている。

課題

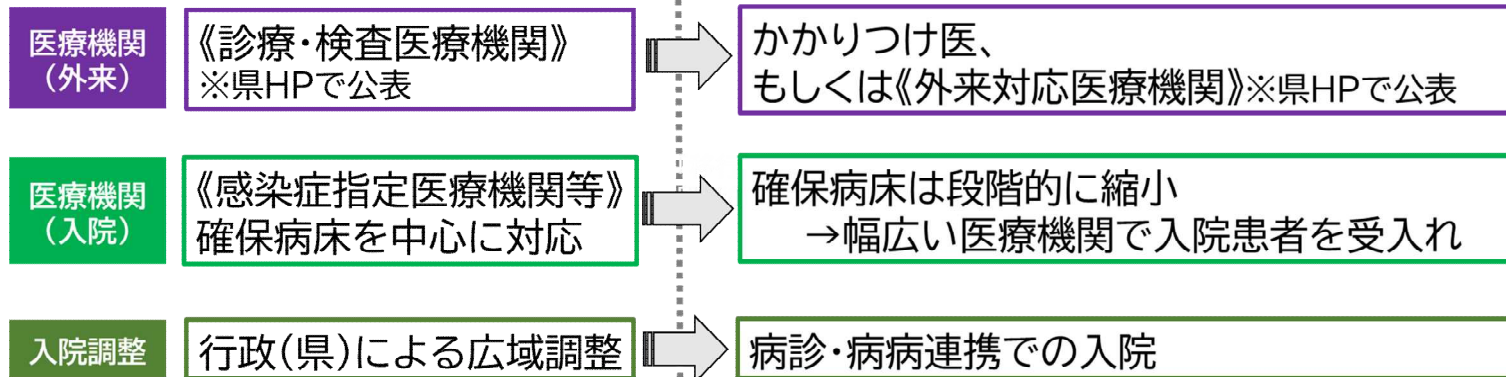
- 5類感染症移行後の感染急拡大により、医療のひっ迫などのおそれが出てくる場合に、国から確実な財政措置が講じられるか示されておらず、対応方針が不透明である。
- 病床確保料の単価は診療報酬の改定と合わせて半減されており、十分な病床確保が困難となる可能性がある。

県の対応(5類感染症への移行)

医療提供体制の見直し方針

5/8

特定の医療機関から、幅広い医療機関による自律的な通常の体制に移行



入院見込み者数等を踏まえて移行計画を策定

新型コロナウイルス感染症の相談体制について

